

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 1 月 23 日</p> <p>【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 【一部改正】平成 年 月 日発雇児第 号 ※ 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p>厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 1 月 23 日</p> <p>【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>